

**暗号資産取引約款
新旧対照表**

旧	新
<p>本取引約款は、株式会社デジタルアセットマーケット（以下、「当社」といいます。）が運営する暗号資産取引所その他の当社が提供する暗号資産に関連するサービスを利用いただくための約款であり、本サービスのお客様の遵守していただけない事項および当社とお客様との間の権利義務関係を定めるものです。</p> <p>（以下略）</p>	<p>本取引約款は、株式会社デジタルアセットマーケット（以下「当社」といいます。）が運営する暗号資産取引所その他の当社が提供する暗号資産に関連するサービス（以下「<u>本サービス</u>」<u>と</u>いいます。）を利用いただくための約款であり、本サービスのお客様の遵守していただけない事項および当社とお客様との間の権利義務関係を定めるものです。</p> <p>（以下略）</p>
<p>第 1 条 定義等 （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>8.～11.</u> （以下略）</p>	<p>第 1 条 定義等 （略）</p> <p><u>8. 「パスキー」とは、お客様のデバイスに登録された生体情報等（顔、指紋、PIN 認証等）を利用して、お客様がそのデバイスの正当な利用者であることを確認する方法を意味します。</u></p> <p><u>9.～12.</u> （以下略）</p>
<p>第 3 条 お客様について 1. 個人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。 <u>（追加）</u></p> <p><u>（1）</u> 満 18 歳以上の行為能力者であること <u>（2）</u> <u>法令等にもとづき</u> 日本国内の<u>銀行</u>に<u>お客様</u>名義の口座を保有<u>する</u>こと</p> <p><u>（3）</u> 日本国内に居住していること</p> <p><u>（4）</u> 外国 PEPs（<u>本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する者</u>）に該当しないこと <u>（5）</u> 反社会的勢力等（<u>本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する者</u>）に該当しないこと <u>（追加）</u></p> <p><u>（6）</u> その他、当社が定める基準に該当すること</p> <p>2. 法人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。</p>	<p>第 3 条 お客様について 1. 個人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。</p> <p><u>（1）</u> <u>暗号資産を利用する際の注意点および暗号資産取引にかかる重要事項について</u> <u>（https://www.digiasset.co.jp/#footer）、十分ご理解いただいていること</u></p> <p><u>（2）</u> <u>当社が交付する各種約款、交付書面等のすべてをご確認の上、ご承諾いただけること</u></p> <p><u>（3）</u> 満 18 歳以上であること <u>（4）</u> 日本国内に居住していること <u>（5）</u> <u>ご自身の判断と責任により取引を行うことができること</u></p> <p><u>（6）</u> 日本国内の<u>金融機関</u>に<u>ご自身</u>名義の口座を保有<u>している</u>こと <u>（7）</u> 外国 PEPs に該当しないこと</p> <p><u>（8）</u> 反社会的勢力等に該当しないこと</p> <p><u>（9）</u> <u>ご自身専用のメールアドレスおよび携帯電話番号をお持ちで、当社から電子メールおよび電話で連絡を取ることができること</u></p> <p><u>（10）</u> その他、当社が定める基準に該当すること</p> <p>2. 法人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。</p>

<p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 日本国内に<u>銀行口座を有する法人であること</u></p> <p>(2) 法人登記上の本店所在地で郵送物の授受が可能であること</p> <p>(3) 実質的支配者が外国 PEPs (<u>本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する者</u>) に該当しないこと</p> <p>(4) 実質的支配者が、反社会的勢力等 (<u>本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する者</u>) に該当しないこと</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) その他、当社が定める基準に該当すること</p>	<p>(1) <u>暗号資産を利用する際の注意点および暗号資産取引にかかる重要事項について</u> (https://www.digiasset.co.jp/#footer)、十分ご理解いただいていること</p> <p>(2) <u>当社が交付する各種約款、交付書面等のすべてをご確認の上、ご承諾いただけること</u></p> <p>(3) <u>国内に本店が登記されている法人であり、法人登記上の本店所在地で郵送物の授受が可能であること</u></p> <p>(4) 日本国内に<u>法人名義の金融機関口座を保有していること</u></p> <p>(5) 代表者および取引担当者が、当社が定める個人のお客様の取引開始基準を満たしていること</p> <p>(6) <u>実質的支配者が外国 PEPs に該当しないこと</u></p> <p>(7) <u>実質的支配者が反社会的勢力等に該当しないこと</u></p> <p>(8) <u>法人専用のメールアドレスおよび携帯電話番号をお持ちで、当社から電子メールおよび電話で連絡を取ることができること</u></p> <p>(9) <u>代表者、取引担当者、もしくは実質的支配者が当社からの面談の依頼に応じることができること</u></p> <p>(10) その他、当社が定める基準に該当すること</p>
<p>第 4 条 口座の開設</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3.口座の開設は <u>1 お客様につき、1 口座に限らせていただきます。</u></p> <p>4.～6.、7.(1)～(3) (略)</p> <p>7.(4) 利用希望者が外国 PEPs (<u>本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する者</u>) に該当する場合</p> <p>(5) 利用希望者が反社会的勢力等 (<u>本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する者。以下同じ。</u>) に該当する場合または利用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関係する等、反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関係があると当社が判断した場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 4 条 口座の開設</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3.口座の開設は、<u>原則としてお客様一名につき一口座に限られるものとします。</u></p> <p>4.～6.、7.(1)～(3) (略)</p> <p>7.(4) 利用希望者が外国 PEPs に該当する場合</p> <p>(5) 利用希望者が反社会的勢力等に該当する場合または利用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関係する等、反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関係があると当社が判断した場合</p> <p>(以下略)</p>

<p>第7条 (新設)</p>	<p>第7条 法令に基づく居住地国等の届出及び情報提供</p> <p>1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下「実特法」といいます。)に基づき、税務上の居住地国、外国の納税者番号その他所定の事項を、当社所定の方法により当社へ届け出るものとし、</p> <p>2. 2025年12月31日時点で本サービスを利用しているお客様は、2026年12月31日までに、前項に定める届出を行うものとし、</p> <p>3. 前各項に定める届出後、お客様の税務上の居住地国その他届出内容(法人のお客様については、実質的支配者の税務上の居住地国等を含みます。)に変更が生じた場合、お客様は、当該変更が生じた日から3か月以内に、その変更内容を当社へ届け出るものとし、</p> <p>4. 当社は、実特法その他法令等に基づき必要となる場合、報告対象となるお客様の口座情報等(氏名、住所、生年月日、税務上の居住地国、外国の納税者番号、暗号資産取引に関する情報等。法人のお客様については、実質的支配者に関する情報を含みます。)を国税庁、国税局、または税務署(以下「税務当局」といいます。)へ報告し、または税務当局からの照会に対する回答その他必要な対応を行うことがあります。</p> <p>5. お客様は、前各項に関連して当社から求めがあった場合、当社所定の事項に関する届出、変更内容の届出、資料の提出その他当社所定の対応を速やかに行うものとし、</p>
<p>第7条 口座の利用</p> <p>1. <u>個人のお客様のために開設された総合口座</u>および取引口座は、当該お客様ご本人のみが使用できるものとし、お客様ご自身が総合口座および取引口座を管理する一切の責任を負うものとし、ご登録いただきましたお客様のユーザーIDおよびパスワードは、お客様ご自身の責任で厳重に管理しなければなりません。</p> <p>2. <u>法人のお客様のために開設された総合口座</u>および取引口座は、当該法人の取引担当者が総合口座および取引口座を管理する一切の責任を負うものとし、また、当社は、法人のお客様が本サービスを利用する場合には、当該法人の取引担当者が本サービスを利用しているものとみなし、お客様はこれに予め同意するものとし、ご登録いただきましたお客様のユーザーID</p>	<p>第8条 口座の利用</p> <p>1. <u>お客様が個人の場合</u>、総合口座および取引口座は、当該お客様ご本人に限り使用できるものとし、お客様ご自身が総合口座および取引口座を管理する一切の責任を負うものとし、ご登録いただいたお客様のユーザーID、パスワードおよびパスキー認証に使用する秘密鍵等の認証情報については、お客様ご自身の責任において厳重に管理しなければなりません。</p> <p>2. <u>お客様が法人の場合</u>、総合口座および取引口座は、当該法人の取引担当者が総合口座および取引口座を管理する一切の責任を負うものとし、また、当社は、法人のお客様が本サービスを利用する場合には、当該法人の取引担当者が本サービスを利用しているものとみなし、お客様はこれに予め同意するものとし、ご登録いただいたお客様のユーザーID、パスワードおよびパスキー認証に使用する秘密鍵等の認</p>

<p>ID およびパスワードは、お客様ご自身の責任で<u>厳重に管理しなければなりません。</u></p> <p>3. <u>当社は、当社ウェブサイト等へのログイン時および本サービスの利用時に入力されたユーザ ID およびパスワードと、予め設定されたお客様のユーザ ID およびパスワードとを照合し、その一致が確認できたときは、当該ユーザ ID およびパスワードの偽造、変造、盗難または不正使用その他の如何なる事由があっても、当社は当該取扱いに係る取引を有効なものとして取扱いします。</u> (追加)</p> <p>4. <u>ユーザ ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、ハッキング等による損害の責任はお客様が全て負うものとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</u></p> <p>5.~11. (以下略)</p>	<p><u>証情報については、お客様ご自身の責任において厳重に管理しなければなりません。</u></p> <p>3. <u>当社ウェブサイト等へのログイン時および本サービスの利用時に、入力されたユーザ ID およびパスワードが、予め設定されたお客様のユーザ ID およびパスワードと一致することを当社が確認できた場合、当該ユーザ ID およびパスワードの偽造、変造、盗難または不正使用その他いかなる事由の有無にかかわらず、当該認証による取引を有効なものとして取り扱います。</u></p> <p>4. <u>パスキーを利用した認証は、お客様ご自身の意思による正当な利用であると当社が判断するための手段です。当社においてパスキー認証を確認できた場合、第三者による不正使用その他いかなる事由の有無にかかわらず、当該認証による取引を有効なものとして取り扱います。</u></p> <p>5. <u>ユーザ ID、パスワードおよびパスキー認証に使用する秘密鍵の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、ハッキング等による損害の責任はお客様が全て負うものとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</u></p> <p>6.~12. (以下略)</p>
<p>第 8 条 暗号資産の現物取引</p> <p>1. 2. 3.(1)(2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項(2)に<u>関わらず</u>、ストリーミング注文のみの<u>お</u>取り扱いとなります。なお、電波状況やマーケットの状況等によって、お客様が意図している価格からかい離れた価格で約定する場合があります。 (以下略)</p>	<p>第 9 条 暗号資産の現物取引</p> <p>1. 2. 3.(1)(2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項(2)に<u>かかわらず</u>、ストリーミング注文のみの取り扱いとなります。なお、電波状況やマーケットの状況等によって、お客様が意図している価格からかい離れた価格で約定する場合があります。 (以下略)</p>
<p>第 9 条 (以下略)</p>	<p>第 10 条 (以下略)</p>
<p>第 10 条 資産の移動 (略)</p> <p>6. <u>銀行口座と総合口座の名義が異なる、登録情報に不備がある、総合口座が制限されている等の場合、金銭の入金または払戻し、もしくはその両者を制限する場合があります。この制限を行ったことにより発生したお客様の損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</u></p>	<p>第 11 条 資産の移動 (略)</p> <p>6. <u>金融機関口座と総合口座の名義が異なる、登録情報に不備がある、総合口座が制限されている等の場合、金銭の入金または払戻し、もしくはその両者を制限する場合があります。この制限を行ったことにより発生したお客様の損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</u></p>
<p>第 11 条 (以下略)</p>	<p>第 12 条 (以下略)</p>

<p>第12条 受託販売暗号資産の取扱い</p> <p>1.当社が<u>取扱う</u>暗号資産のうち、当社が発行者に代わってお客様に対して受託販売を行う暗号資産（以下「受託販売暗号資産」といいます。）については、お客様が当社を通じて受託販売暗号資産を購入する場合、当社は、発行者から受託販売暗号資産を受領すると同時に、当該受領した受託販売暗号資産の数量と同等の対象資産を発行者から購入した上で、当該購入した対象資産を発行者に対して消費寄託することになります。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第13条 受託販売暗号資産の取り扱い</p> <p>1.当社が<u>取り扱う</u>暗号資産のうち、当社が発行者に代わってお客様に対して受託販売を行う暗号資産（以下「受託販売暗号資産」といいます。）については、お客様が当社を通じて受託販売暗号資産を購入する場合、当社は、発行者から受託販売暗号資産を受領すると同時に、当該受領した受託販売暗号資産の数量と同等の対象資産を発行者から購入した上で、当該購入した対象資産を発行者に対して消費寄託することになります。</p> <p>（以下略）</p>
<p>第13条 暗号資産の返還</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 前項において、当社が返還する暗号資産の全てを手当てできない場合は、当社が返還すべき当該暗号資産に対するお客様の保有割合に応じて当社が手当てした暗号資産を割り当てて返還するものとし、割り当てた暗号資産以外については金銭で返還するものとします。ただし、当社が手当てした暗号資産の数量等によっては異なる<u>取扱い</u>を行う場合があります。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第14条 暗号資産の返還</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 前項において、当社が返還する暗号資産の全てを手当てできない場合は、当社が返還すべき当該暗号資産に対するお客様の保有割合に応じて当社が手当てした暗号資産を割り当てて返還するものとし、割り当てた暗号資産以外については金銭で返還するものとします。ただし、当社が手当てした暗号資産の数量等によっては異なる<u>取り扱い</u>を行う場合があります。</p> <p>（以下略）</p>
<p>第14条</p> <p>（以下略）</p>	<p>第15条</p> <p>（以下略）</p>
<p>第15条 取引内容に関する照会等</p> <p>1.（略）</p> <p>2. お問い合わせ内容は記録・録音させていただく場合がありますが、予め同意いただくものとします。記録・録音データの<u>取扱い</u>は当社が別途定める登録等にかかる個人情報のお取扱いについてに沿って管理します。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第16条 取引内容に関する照会等</p> <p>1.（略）</p> <p>2. お問い合わせ内容は記録・録音させていただく場合がありますが、予め同意いただくものとします。記録・録音データの<u>取り扱い</u>は当社が別途定める登録等にかかる個人情報のお取扱いについてに沿って管理します。</p> <p>（以下略）</p>
<p>第16条～第17条</p> <p>（以下略）</p>	<p>第17条～第18条</p> <p>（以下略）</p>
<p>第18条 反社会的勢力等の排除</p> <p>1.～2.（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第19条 反社会的勢力等の排除</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3. お客様が<u>暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、直ちに、当該お客様の登録を取消すとともに当該お客様との間の本サービスに係る契約を解除すること（以下「強制解約」といいます。）</u>ができるものとします。</p> <p>4. お客様は、<u>強制解約により損害が生じた場合であっても、当社に対し何らの損害の賠償を請求することはできず、一方で、当社に損害が生じた</u></p>

	<u>場合、これを賠償しなければなりません。</u>
<p>第19条 利用するために必要な設備</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) お客様は、自らの責任と費用において、必要な機器、ソフトウェア<u>または通信手段等を適切に準備、操作していただく必要があります</u>。また当社は、お客様が当社ウェブサイト等にアクセスするための準備、操作方法等については一切関与いたしません。</p> <p>(2) 閲覧に必要なアプリケーション等を利用する際には、<u>そのソフトウェアの配布元の規定が適用されます</u>。</p> <p>(3) 当社ウェブサイト等の閲覧環境は、当社所定のものとなります。利用の前には必ずご確認ください。</p> <p>2. お客様は、自らの責任と費用において、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止<u>等のセキュリティ対策</u>を講じるものとします。</p>	<p>第20条 利用するために必要な設備</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) お客様は、自らの責任と費用において、<u>本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、通信手段等を適切に準備し、操作するものとします</u>。また当社は、お客様が当社ウェブサイト等にアクセスするための準備、操作方法等については一切関与いたしません。</p> <p>(2) 閲覧に必要なアプリケーション等を利用する際には、<u>当該ソフトウェアの配布元が定める規定が適用されるものとします</u>。</p> <p>(3) 当社ウェブサイト等の閲覧環境は、当社所定のものとなります。利用の前には必ずご確認ください。</p> <p>2. お客様は、自らの責任と費用において、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止<u>に必要なセキュリティ対策</u>を講じるものとします。</p>
<p>第20条～第21条 (以下略)</p>	<p>第21条～第22条 (以下略)</p>
<p>第22条 他サイトへのリンク</p> <p>本サービス中に、他のウェブサイトやリソースへのリンクの設置、また第三者が他のウェブサイトやリソースへのリンク、トラックバックを登録する場合があります。リンク先のウェブサイトやリソースはそれぞれの運営者が独立して管理しており、当社はその内容や安全性等については<u>は</u>関知しておらず、お客様が他のウェブサイトやリソースにアクセスしたことによって生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負<u>いません</u>。</p>	<p>第23条 他サイトへのリンク</p> <p>本サービス中には、他のウェブサイト<u>または</u>リソースへのリンクが設置される場合があり、また第三者が他のウェブサイト<u>または</u>リソースへのリンクやトラックバックを登録する場合があります。リンク先のウェブサイト<u>または</u>リソースは、それぞれの運営者が独立して管理しており、当社はその内容、安全性等について<u>一切</u>関知して<u>おりません</u>。お客様が<u>こちらのリンク先</u>にアクセスしたことにより生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、<u>当社は</u>一切の責任を負<u>わないものとします</u>。</p>
<p>第23条 本サービスの廃止または中断</p> <p>1. 当社は、本サービスの保守点検のため定期的に、または以下のいずれかの事由が<u>あるときは</u>、お客様へ<u>事前に通知することなく</u>本サービス（本サービスにおいて提供する情報の内容を含みます。）の全部あるいは一部の提供を廃止または中断することが<u>あります</u>。それによりお客様や第三者が損害を被った場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(1) 当社または当社指定の第三者による当社ウェブサイト等に関する設備の<u>保守その他工事</u>を行う場合</p> <p>(2) 当社ウェブサイト等に関する設備の障害または故障の場合</p>	<p>第24条 本サービスの廃止または中断</p> <p>1. 当社は、本サービスの保守点検のため定期的に、または以下のいずれかの事由が<u>生じた場合には</u>、お客様へ<u>の事前通知なく</u>、本サービス（本サービスにおいて提供する情報の内容を含みます。）の全部あるいは一部の提供を廃止または中断することが<u>できるものとします</u>。それによりお客様や第三者が損害を被った場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(1) 当社または当社指定の第三者による、<u>当社ウェブサイト等に関する設備の点検または保守作業</u>を行う場合</p> <p>(2) 当社ウェブサイト等に関する設備の障害または故障が<u>発生した場合</u></p>

<p>(3) 地震、洪水、津波等の自然災害、戦争、動乱、暴動、停電その他の非常事態が発生した場合</p> <p>(4) 司法、行政機関等しかるべき機関の法令に基づく要請による場合</p> <p>(5) 暗号資産市場の混乱等の状況に鑑みて、当社が必要と判断した場合</p> <p>(6) その他本サービスの運用上、技術上の理由により当社が必要と判断した場合</p> <p>2. 前項において、<u>取扱</u>暗号資産を廃止する際、当社が事前に通知するサービス提供終了期限までに暗号資産現物取引の保有残高の解消をお客様ご自身で行わなかった場合、当社所定の時点で、当社の定める価格により当該暗号資産を日本円で精算できるものとします。</p>	<p>(3) 地震、洪水、津波等の自然災害、戦争、動乱、暴動、停電その他の非常事態が発生した場合</p> <p>(4) 司法、行政機関等しかるべき機関から法令に基づく要請による場合</p> <p>(5) 暗号資産市場の混乱等の状況に鑑みて、当社が必要と判断した場合</p> <p>(6) その他本サービスの運用上<u>または</u>技術上の理由により、<u>当社が必要と判断した場合</u></p> <p>2. 前項において、<u>取り扱い</u>暗号資産を廃止する際、当社が事前に通知するサービス提供終了期限までに暗号資産現物取引の保有残高の解消をお客様ご自身で行わなかった場合、当社所定の時点で、当社の定める価格により当該暗号資産を日本円で精算できるものとします。</p>
<p>第 24 条 禁止事項</p> <p>1. お客様は、以下の各号に定める行為を行ってはいならないものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項に定める行為を怠った場合、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(3) お客様が本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 架空、第三者へのなりすまし、複数の口座の所持等の行為</p> <p>(9)～(20) (略)</p> <p>2. 当社は、お客様の行為が<u>当該禁止事項に該当すると判断した場合、事前の通知、催告等を要することなく、当社の裁量により、当該お客様に対して本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、解約その他当社が適切と判断する措置を行います。</u></p> <p>3. 当社が前項の措置を行った理由については、その理由の如何を問わずお客様に対して一切お答えできません。</p> <p>4. 当社が行った第 2 項の措置に起因してお客様に損害が発生しても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>第 25 条 禁止事項</p> <p>1. お客様は、以下の各号に定める行為を行ってはいならないものとします。<u>お客様の行為が禁止事項に該当するか否かの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項に定める行為を怠った場合、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(3) お客様が本約款第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 架空名義の使用、第三者へのなりすまし、<u>当社の許諾を得ない複数の取引</u>口座の所持等の行為</p> <p>(9)～(20) (略)</p> <p>2. 当社は、お客様の行為が前項の禁止事項に該当すると判断した場合、事前の通知<u>または</u>催告等を要することなく、当社の裁量により、本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、<u>契約の解約</u>その他当社が適切と判断する措置を講じることができるものとします。</p> <p>3. 当社は、前項の措置を講じた理由について、<u>いかなる理由であってもお客様に対して開示する義務を負わないものとします。</u></p> <p>4. 当社が第 2 項の措置を講じたことによりお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 25 条 解約等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当</p>	<p>第 26 条 解約等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当</p>

<p>する場合は、事前の通知、催告等を要することなく、当社の裁量により、<u>当該お客様に対して</u>本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、解約その他当社が適切と判断する措置を<u>行います</u>。</p> <p>3.～6. (略)</p> <p>7. 当社がお客様との契約を解約する場合には、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要することなく、全残高を当社の任意のタイミングで決済することができるものとし、解約時において認証済の<u>銀行</u>口座登録があり、かつ、決済時点で出金手数料および諸費用を上回る残高がある場合のみ、出金手数料、差押等に係る債務の弁済額、前項の不足金その他諸費用の合計額を差し引いた金額を日本円で当該<u>銀行</u>口座へ返金するものとします。ただし、第2項第2号の場合においては、当社が別途定めた手続に従い、相続手続き書類を確認した時点で被相続人が保有していた暗号資産を売却し日本円に換金した上で、総合口座にある金銭とともに代表相続人の指定する<u>銀行</u>口座に振り込むものとします。また、同項第4号の場合には裁判所、破産管財人その他お客様の財産の管理権限がある者の指示に従い、振り込むものとします。</p>	<p>すると判断した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、当社の裁量により、本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、解約その他当社が適切と判断する措置を<u>講じることができます</u>。</p> <p>3.～6. (略)</p> <p>7. 当社がお客様との契約を解約する場合には、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要することなく、全残高を当社の任意のタイミングで決済することができるものとし、解約時において認証済の<u>金融機関</u>口座登録があり、かつ、決済時点で出金手数料および諸費用を上回る残高がある場合のみ、出金手数料、差押等に係る債務の弁済額、前項の不足金その他諸費用の合計額を差し引いた金額を日本円で当該<u>金融機関</u>口座へ返金するものとします。ただし、第2項第2号の場合においては、当社が別途定めた手続に従い、相続手続き書類を確認した時点で被相続人が保有していた暗号資産を売却し日本円に換金した上で、総合口座にある金銭とともに代表相続人の指定する<u>金融機関</u>口座に振り込むものとします。また、同項第4号の場合には裁判所、破産管財人その他お客様の財産の管理権限がある者の指示に従い、振り込むものとします。</p>
<p>第26条 免責事項</p> <p>1.当社は、暗号資産の売買ならびに暗号資産自体の価値、機能、使用先および用途につき、いかなる保証<u>およびいかなる責任も</u>負いません。</p> <p>2. 当社は、本サービスにおいて、お客様の注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、<u>お客様の注文が成立せず、または成立した売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立または有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、お客様に対して、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</u></p> <p>3. お客様は、本サービスを利用することが、当該お客様に適用のある法令、<u>当該お客様の所属する団体の規則等に違反するか否かを自己の責任と費用にもとづいて調査するものとし、当社は、お客様による本サービスの利用が、当該お客様に適用のある法令、当該お客様の所属する団体の規則等に適合することを</u>何ら保証するものではありません。</p> <p>4. 本サービスまたは当社ウェブサイト等に関連してお客様と他のお客様または第三者との間において生じた取引、紛争等については、<u>当該お客様の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる取引、紛争等について一切責任を負いません。</u></p> <p>5. 当社は、本サービスの提供の中断、停止、終了、</p>	<p>第27条 免責事項</p> <p>1.当社は、暗号資産の売買ならびに暗号資産自体の価値、機能、使用先および用途について、いかなる保証<u>も行わず、また一切の責任を</u>負いません。</p> <p>2. 当社は、本サービスにおいて、お客様の注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、注文が成立<u>しない場合や、成立した売買契約が無効、取消、解除その他の理由により効力を失った場合でも、</u>当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>3. お客様は、本サービスの利用が、当該お客様に適用される法令<u>または所属団体の規則等に違反しないかを自己の責任と費用により調査するものとし、当社はこれらへの適合性について</u>何ら保証するものではありません。</p> <p>4. 本サービスまたは当社ウェブサイト等に関連して、お客様と他のお客様または第三者との間において生じた取引、紛争等については、お客様の責任において処理・解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>5. 当社は、本サービスの提供の中断、停止、終了、</p>

<p>利用不能または変更、<u>お客様による情報の削除または消失、お客様の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、当社に故意または重過失がある場合を除き、賠償する責任を一切負いません。</u></p> <p>6. 当社は、本サービスにおいて提供する<u>各種情報に関して万全を期しておりますが、その内容の正確性または完全性を保証するものではありません。この情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当社および情報提供会社は一切責任を負うものではありません。</u></p> <p>7. 当社は、システム障害を<u>直接または間接の原因とする本サービスにおける暗号資産に係る約定を取り消すことができるものとし、その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、当社に故意または重過失がある場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとし、</u></p> <p>8. 当社は、インターネットの通信障害や、ネットワーク、<u>コンピューターオンラインシステム、サーバーやプロバイダー、ハードウェア、ソフトウェアの故障等によって生じたお客様の損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</u></p> <p>9. 当社は、当社が保管・管理するお客様の金銭または暗号資産に関して発生した損失については、<u>それが当社の故意または重過失（第5項に規定する当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、お客様の情報の削除または消失、お客様の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷を除く。）</u>によって発生した場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>10. 当社は、暗号資産に関連する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制もしくは暗号資産に関連する消費税を含む税制の将来の制定または変更により、お客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>11. 当社は、暗号資産に対する法令等または関連した消費税を含む税制の将来の制定または変更の効力が過去に遡及し、これによりお客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>12. 当社は、暗号資産自体の価値、安定性および適法性について一切保証するものではなく、暗号資産の特性にもとづく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、お客様に損害が発生した場合で</p>	<p>利用不能または変更、情報の削除・消失、登録の取消、データの消失、機器の故障・損傷等によりお客様が被った損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>6. 当社は、本サービスにおいて提供する情報の正確性または完全性を保証するものではなく、これに基づいて生じた損害について、当社および情報提供会社は一切の責任を負いません。</p> <p>7. 当社は、システム障害を原因とする暗号資産の約定を取り消すことができるものとし、これにより生じた損害についても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>8. 当社は、インターネットの通信障害や、ネットワーク・システム・サーバ・プロバイダー・ハードウェア・ソフトウェアの故障等により生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>9. 当社は、当社が保管・管理するお客様の金銭または暗号資産に関して発生した損失については、当社の故意または重過失による場合（第5項に定める本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、情報の削除・消失、登録の取消、データの消失、機器の故障・損傷等を除く。）によって発生した場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>10. 当社は、暗号資産に関連する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制もしくは暗号資産に関連する消費税を含む税制の将来の制定または変更により、お客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>11. 当社は、暗号資産に対する法令等または関連した消費税を含む税制の将来の制定または変更の効力が過去に遡及し、これによりお客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>12. 当社は、暗号資産自体の価値、安定性および適法性について一切保証するものではなく、暗号資産の特性にもとづく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、お客様に損害が発生した場合で</p>
---	---

<p>あっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>13. 消費者契約法の適用その他の理由により、前各項<u>その他当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず</u>当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、<u>当社の賠償責任は、当社に故意または重過失がある場合を除き、損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 ヶ月の期間にお客様から現実</u>に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>あっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>13. <u>個人のお客様（事業として取引を行うお客様を除きます。）が本サービスを利用する場合には、本約款第 27 条 2 項、第 27 条 5 項、第 27 条 7 項、第 27 条 8 項、第 27 条 9 項、第 27 条 10 項、第 27 条 11 項、および第 27 条 12 項における「故意または重過失」の文言は、「故意または過失」と読み替えて適用するものとします。また、消費者契約法の適用その他の理由により、前各項の免責規定が適用されず、当社が故意または重過失により損害賠償責任を負う場合には、<u>当社は法令に従い責任を負うものとします。</u></u></p> <p>14. <u>前各項その他本約款における当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の賠償責任の上限は、損害の原因が発生した時点から遡って過去 1 ヶ月間に、お客様から現実</u>に受領した本サービスの利用料金の総額とします。ただし、<u>当社に故意または重過失がある場合には、この限りではありません。</u></p>
<p>第 27 条 クーリングオフ</p> <p>本サービスの性格上、<u>お客様は</u>取引成立後に当該注文に係る契約を解除することは出来<u>ないもの</u>とします。</p>	<p>第 28 条 クーリングオフ</p> <p><u>お客様は</u>、本サービスの性格上、取引成立後に当該注文に係る契約を解除することは出来<u>ません</u>。</p>
<p>第 28 条 本約款の変更または廃止等</p> <p>1. 本約款および本サービスの内容は、経済情勢の変化その他合理的理由があるときは、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、当社の判断により変更または廃止することがあります。<u>また、かかる変更または廃止のために、</u>本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。</p> <p>2. 前項の変更<u>または</u>廃止、<u>あるいは</u>利用停止により<u>生じた</u>お客様の損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 本約款または本サービスの内容を変更または廃止したときは、当社のウェブサイト等に掲示することにより告知します。利用の際には、<u>常に最新の取引約款を必ずご参照ください。</u>変更後に本サービスを利用された場合、<u>改訂</u>後の約款に同意いただいたものとします。</p>	<p>第 29 条 本約款の変更または廃止等</p> <p>1. 本約款および本サービスの内容は、経済情勢の変化その他合理的理由がある<u>場合に</u>、民法第 548 条の 4 の定めに基づき、当社の判断により<u>本約款</u>および本サービスの内容を変更または廃止することがあります。<u>これに伴い、</u>本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。</p> <p>2. 前項に<u>基づく</u>変更・廃止、<u>または</u>利用停止によりお客様に損害が<u>生じた場合でも</u>、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は<u>一切の</u>責任を負いません。</p> <p>3. 本約款または本サービスの内容を変更または廃止する<u>場合</u>、当社のウェブサイト等に掲示することにより告知します。<u>お客様は</u>、利用の際に<u>最新の約款をご確認ください。</u>変更後に本サービスを利用された場合、<u>変更</u>後の約款に同意いただいたものと<u>みな</u>します。</p>

<p>第 29 条 譲渡・質入れ等の禁止 本約款に<u>よるお客様の契約上の地位その他</u>本サービスに<u>かかる</u>一切の権利<u>は</u>、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定<u>すること</u>、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>第 30 条 譲渡・質入れ等の禁止 お客様は、本約款に<u>基づく契約上の地位および</u>本サービスに<u>関する</u>一切の権利<u>を</u>、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利<u>として</u>設定し、または第三者に利用させることはできません。</p>
<p>第 30 条 分離条項 (以下略)</p>	<p>第 31 条 分離可能性 (以下略)</p>
<p>第 31 条～第 32 条 (以下略)</p>	<p>第 32 条～第 33 条 (以下略)</p>
<p>(改定履歴)</p> <p style="text-align: right;">2021 年 11 月 1 日制定 <u>2025 年 5 月 30 日改定</u></p>	<p>(改定履歴)</p> <p style="text-align: right;">2021 年 11 月 1 日制定 <u>2026 年 5 月 27 日最終改定</u></p>

以上